平成２３年（フ）第９２号
三重県伊勢市宇治浦田３丁目37番24号
債務者　堤　　由香
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第３５２号
埼玉県草加市稲荷３丁目６番12号
債務者　石川　憲子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３５８号
埼玉県春日部市小渕493番地１春日部小渕団地９棟201号、破産申立時の住所埼玉県春日部市大畑９番地日神パレステージ武里214号
債務者　吉澤　正良
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３６６号
埼玉県越谷市千間台西２丁目23番地１
債務者　木村　　悟
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３９６号
埼玉県越谷市大字下間久里1135番地１　メイツ越谷409号オフィスウルトラマシーン方
債務者　上村　　純
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４３９号
埼玉県三郷市早稲田７丁目２番地２号棟303号
債務者　齋藤　　仁
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４８１号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番13―503号
債務者　大谷地正一
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５５３号
大阪市北区大淀中１丁目６番16―702号
債務者　田中　直樹
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０９１号
大阪府東大阪市吉田５丁目２番24号
債務者　泉　重三郎
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０７７号
大阪市浪速区恵美須西２丁目９番３―405号
債務者　田岡　章博
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３２３号
大阪府守口市菊水通４丁目６番２―701号
債務者　泉　　鋭一
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３６４号
大阪府高槻市津之江町２丁目８番23号
債務者　竹中美加子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３７１号
大阪府八尾市志紀町西３丁目８番地　府営住宅４―101号
債務者　植村　　隆
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４００号
大阪府東大阪市岸田堂西１丁目２番32号303号
債務者　白藤　輝彰
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４１１号
大阪府摂津市新在家１丁目18番３―205号
債務者　元林　世雄
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４２２号
大阪市東住吉区矢田１丁目22番６―106号
債務者　北野　松子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４４９号
大阪市中央区島之内１丁目11番22―208号
債務者　金子　公亮
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４８８号
大阪市平野区瓜破２丁目１番65―501号　ミタカホーム８番館
債務者　下地　盛雄
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部